

(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	2,250円
(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習		13,200円(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第13項第2号の表の第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあつては、9,050円)
(14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習		講習1時間について1,900円

に改め、

同表の9中「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第4の8の改正規定(道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第1項第14号に掲げる講習に係る部分に限る。)は、同年6月1日から施行する。

交通企画課  
東北信運転免許課

規則

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のウ中「|情報分析官|」を「|総括情報官|」に改める。

別表第2のアの8級の項中「118,500円」を

「118,000円」に改め、同表のケの9級の項中

「120,600円」を「120,000円」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1のウの改正規定は、同年3月20日から施行する。

人事委員会事務局

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則(昭和35年長野県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」を「第4条」に、「基づき、警察職員定数」を「より、警察職員の定数」に改める。

別表中「

73	115	359	258	145	950	282	1,232
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

」を

「

74	116	371	268	161	990	282	1,272
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

」に、

「

45	134	618	764	757	2,318	163	2,481
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

44	134	612	759	748	2,297	163	2,460
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、

120	252	989	1,023	1,052	3,436	449	3,885
-----	-----	-----	-------	-------	-------	-----	-------

を

120	253	995	1,028	1,059	3,455	449	3,904
-----	-----	-----	-------	-------	-------	-----	-------

に改める。

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

警 務 課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月19日

長野県公安委員会委員長 山 浦 悦 子

## 長野県公安委員会規則第3号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「地域課」を「地域課 山岳安全対策課」に改め、同項第6号中「警備部」を「警備部 警備企画課」に改める。

第8条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 警察職員の保健衛生に関すること。

第8条第2項を削る。

第10条第1項を削り、同条第2項中「に、次」を「は、次に、」に改め、「つかさどらせるため、地域安全推進室を付置する」を「つかさどる」に改め、第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「こと（」の次に「特殊詐欺抑止対策室及び」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号中「こと（」の次に「特殊詐欺抑止対策室及び」を加え、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 生活安全警察の運営の合理化に関する企画、調査及び指導に関すること。

第10条第2項に次の2号を加える。

(8) 生活安全部内の庶務に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、生活安全部内の他の課の所掌に属さないこと。

第10条第2項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 生活安全企画課に、特殊詐欺の抑止対策に関する事務をつかさどらせるため、特殊詐欺抑止対策室を付置する。

第12条の2第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条の3を第12条の4とし、第12条の2の次に次の1条を加える。

(山岳安全対策課)

第12条の3 山岳安全対策課は、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する事務をつかさどる。

第13条の2第1項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同条に次の1項を加える。

2 刑事企画課に、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、捜査支援室を付置する。

(1) 犯罪捜査に関する情報の収集及び分析その他の犯罪捜査の支援に関すること。

(2) 犯罪統計に関すること。

(3) 手配共助に関すること。

(4) 手口捜査に関すること。

(5) 通訳人に関すること。

第16条第3号を削る。

第16条の2第2項中「事務」を「事務（捜査支援室の所掌に属するものを除く。）」に改める。

第23条を次のように改める。

(警備企画課)

第23条 警備企画課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 警備警察の運営の合理化に関する企画、調査及び指導に関すること。

(2) 警備情報の収集、整理その他の警備情報に関すること（警備第一課及び警備第二課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 次に掲げる犯罪（外国人によるものを除く。）の取締りに関すること。

ア 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章及び第3章に規定する犯罪

イ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪

ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第6条及び第7条に規定する犯罪

エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する犯罪

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。

(5) 警備部内の庶務に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、警備部内の他の課及び隊の所掌に属さないこと。

第24条第1項各号を次のように改める。

- (1) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
- (2) 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること。

(3) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（警備企画課の所掌に属するものを除く。）。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪

イ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

ウ 前条第3号のアからエまでに掲げる犯罪のうち外国人によるもの

(4) 外国人及びその活動の本拠が外国に在る日本人に係る警備情報の収集、整理その他これらに係る警備情報に関すること。

第24条第2項及び第3項を削る。

第25条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附則第2条の次に次の1条を加える。

（警衛対策課）

第3条 警察本部警備部に、当分の間、第2条に規定する課のほか、第67回全国植樹祭等における警衛に関する事務をつかさどらせるため、警衛対策課を置く。

2 警衛対策課に、総括第一係、総括第二係、情報・捜査係、実施第一係、実施第二係、実施第三係及び交通係を置き、係の事務分掌は、警衛対策課長があらかじめ本部長の承認を得て定める。

別表第1の警務部の項中「共済係」を「共済係 健康管理係」に改め、同表の生活安全部の項中「営業係 警備業係」を「地域安全推進係」に、「生活経済係 環境係」を「生活経済・環境係」に改め、同表の地域部の項中

地域課	庶務係 企画係 指導係 航空係 救助・雑踏係
-----	------------------------

を

地域課	庶務係 企画係 指導係
山岳安全対策課	安全対策係 救助係

に改め、同表の刑事部の項中「指導係 犯罪統計係 手配共助係 捜査支援係」を「指導係」に、「手口捜査係 特捜班」を「特捜班」に、「情報分析係」を「情報分析・犯罪収益対策係」に、「犯罪収益対策係 特捜班」を「特捜班」に改め、同表の警備部の項中

警備第一課	庶務係 企画係 第一係 第二係 第三係 第四係
-------	-------------------------

を

警備企画課	庶務係 企画係 第一係 第二係 第三係
警備第一課	資料係 警備犯罪捜査係 外事対策係

に、「警衛・警護係」を「警護係」に改める。

別表第4の健康管理室の項を次のように改める。

厚生課	保健技幹	職員	保健指導
	主任保健師		
	保健師		

別表第4の地域安全推進室の項中

地域安全推進室
---------

を

「特殊詐欺抑止対策室」に改め、同表の通信指令課の項の次に次のよう

に加える。

捜査支援室	室長	警視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
-------	----	----	------------------

別表第4の組織犯罪対策課の項中

情報分析官
-------

を

「総括情報官」に改め、同表の警備犯罪捜査室の項及び外事対策室の項を削る。

附則

この規則は、平成27年3月20日から施行する。

警務課